

4 騒音、振動のないやすらかな環境の実現

(1) 騒音、振動の状況

県及び各市町が実施した騒音の環境基準の達成状況は、道路に面する地域以外の地域における一般環境騒音については、約8割が達成していたが、道路に面する地域における自動車騒音については、環境基準の達成率が5割となっており、騒音規制法に基づく公安委員会への要請限度*を超過している地域もみられた。

一方、航空機騒音については、環境基準を達成している。

また、道路に面する地域の振動は、公安委員会への要請限度と比較して極めて低い値となっている。

(2) 騒音、振動の防止

ア 騒音の防止対策

(ア) 法令等に基づく規制の概要

騒音規制法では、富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域において、工場騒音、特定建設作業騒音及び自動車騒音を規制している。

工場騒音については、金属加工機械、織機等31種類の施設、特定建設作業騒音については、くい打機を使用する作業等8種類の作業につ

* 要請限度 … 騒音規制法及び振動規制法により自動車騒音及び振動が要請限度を超過し、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、知事は公安委員会に対し、道路交通法の規定による自動車の通行禁止、最高速度の制限等の交通規制等の措置を執るべきことを要請するものとされている。また、このほか、必要があると認めるときは、舗装の改良、その他道路構造の改善等自動車騒音の減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができるものとされている。

いて区域及び時間帯ごとに規制基準が定められている。

自動車騒音については、定常走行時及び加速走行時について許容限度を定め規制されている。また、道路交通騒音については、公安委員会等への要請限度が定められている。なお、法による特定施設の届出状況は、1,541工場・事業場、19,963施設となっている。

公害防止条例では、法の指定地域以外の地域及び規制対象外の施設を対象として、県下全域にわたって規制を行っている。

規制基準は、法に準じて、区域及び時間帯ごとに定められており、条例に基づく届出状況は、2,128工場・事業場となっている。

(イ) 監視指導

騒音規制法及び公害防止条例の対象工場・事業場等について、9市町が77工場・事業場の立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持管理状況を調査するとともに技術指導を行った。

(ウ) 騒音の各種調査

一般環境騒音は、道路に面する地域以外の地域などの13市町78地点で実態を調査した。このうち、環境基準が定められている測定地点において、昼間及び夜間とも測定が実施されている地点について、環境基準の達成状況を調査した。

この結果、表1-19のとおり、昼間及び夜間とも環境基準を達成している地点は、58地点（76%）であり、昼間、夜間のいずれかにおいて環境基準を達成している地点は、15地点（20%）であった。

また、自動車騒音は、道路に面する地域において県及び17市町159地点で実態を調査した。このうち、新しい環境基準の評価方法に基づき調査された測定地点において、昼間及び夜間とも測定を実施し、かつ、個別の住居等のうち、環境基準を超過する戸数及び超過する割合について評価（面的評価）をしている地点について、環境基準の達成状況を調査した。

この結果、表1-20のとおり、環境基準を達成している地点は、6地点（50%）であり、達成率が50%～100%未満は1地点（8%）であった。

また、県において、航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握するために、四季ごとに1回(7日間)4地点で調査を実施したところ、すべての地点において環境基準を達成していた。

このほか、県では、高速道路における自動車騒音の実態を把握するため、北陸自動車道の2地点及び東海北陸自動車道1地点の計3地点の敷地境界線において調査を実施した。

表1-19 一般環境騒音の環境基準達成率(13年度)

区 分	測定地点数	全部達成(%)	一部達成(%)
道路に面する地域以外の地域	76	58 (76)	15 (20)

表1-20 自動車騒音の環境基準達成率(13年度)

区 分	測定地点数	環境基準達成率				
		0～50%未満	50～80%未満	80～100%未満	100%	
道路に面する地域	12	5 (42)	1 (8)	0	6 (50)	
内 訳	国 道	7	5 (72)	1 (14)	0	1 (14)
	県 道	5	0	0	0	5 (100)

注 環境基準達成率は、当該地域内の全ての住居等のうち環境基準に適合している戸数の割合を把握して面的評価したものである。

イ 振動の防止対策

(ア) 法令等に基づく規制の概要

振動規制法では、富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域において、工場振動、特定建設作業振動及び道路交通振動を規制している。

工場振動については、金属加工機械、織機等20種類の施設、特定建設作業振動については、くい打機を使用する作業等6種類の作業につ

いて区域及び時間帯ごとに規制基準が定められている。また、道路交通振動については、公安委員会等への要請限度が定められている。

なお、法による特定施設の届出状況は、825工場・事業場、9,961施設となっている。

(イ) 監視指導

振動規制法の対象工場・事業場等について、6市町が44工場・事業場の立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持管理状況を調査するとともに技術指導を行った。

また、道路交通振動については、12市町が93地点において調査を実施したところ、いずれの地域においても、道路交通振動に係る公安委員会への要請限度と比較して極めて低い値であった。

ウ 北陸新幹線の騒音環境基準の類型あてはめのための調査

北陸新幹線鉄道として工事認可された朝日町から富山市までの沿線地域において、騒音環境基準類型あてはめのための土地利用状況調査を行ったほか、7市町の20地点において騒音・振動の現況調査を実施した。

エ その他の騒音対策

高度道路交通システムの整備・促進を図り、道路構造の改善、交通流の円滑化、交通渋滞の解消、物流等の効率化等を図るとともに、交通ネットワークにおける高度情報化の推進等を図っている。